

## 1 新型コロナウイルス感染症の状況等について

### (1) 国外における発生状況

・発生状況（海外の国・地域の政府公式発表）【11/8 15:00】

		感染者数	うち 死亡者数	備考
海外	中国	86,212	4,634	
	米国	9,859,819	237,097	
	インド	8,507,754	126,121	
	ブラジル	5,653,561	162,269	
	ロシア	1,740,172	30,010	
	フランス	1,671,636	39,904	
	上記以外	22,263,926	649,682	
合計		49,783,080	1,249,717	

### (2) 県内の発生状況

#### ① 確定患者 【11/8 10:00】

		県発生患者	検疫所 確認患者	県外 確認患者	合計
陽性者 総計		852	8	2	862
内 訳	入院中	69	0	0	69
	入院調整中	47	0	0	47
	宿泊療養中	3	0	0	3
	自宅療養中	95	0	0	95
	退院・療養解除	634	8	2	644
	死亡	4	0	0	4

#### (県内市町村別患者数)

発生市町村	感染者数	発生市町村	感染者数	発生市町村	感染者数	発生市町村	感染者数
石巻市	29	岩沼市	5	柴田町	2	大郷町	2
仙台市	611	登米市	1	亘理町	1	大衡村	1
塩竈市	38	栗原市	3	山元町	4	加美町	3
気仙沼市	4	大崎市	25	松島町	2	美里町	5
名取市	13	富谷市	10	七ヶ浜町	19	女川町	2
角田市	2	大河原町	2	利府町	17	県外	3
多賀城市	42	村田町	1	大和町	5	計	852

②PCR 検査実施状況 【11/7 現在】 15,141 件（陽性率【陽性累計/検査累計】 5.63%）

（3）各都道府県の検査陽性者の状況（河北新報より）【11/7 21:30】

都道府県名	累計	うち新規	死亡
北海道	3,845	+187	113
青森県	271	+2	4
岩手県	30		
宮城県	852	+18	4
秋田県	64		
山形県	86		1
福島県	413	+3	6
茨城県	806	+10	18
栃木県	498	+2	1
群馬県	924	+6	20
埼玉県	6,197	+69	112
千葉県	5,295	+61	82

都道府県名	累計	うち新規	死亡
東京都	32,429	+294	461
神奈川県	9,253	+137	177
新潟県	188	+2	
富山県	424		26
石川県	819	+3	49
福井県	258	+1	11
山梨県	229	+4	6
長野県	369	+18	6
岐阜県	729	+3	12
静岡県	736	+30	2
愛知県	6,733	+113	97
三重県	587	+8	7

都道府県名	累計	うち新規	死亡
滋賀県	599	+6	9
京都府	2,145	+20	30
大阪府	13,676	+191	249
兵庫県	3,486	+31	67
奈良県	708	+13	10
和歌山県	286	+6	4
鳥取県	43	+1	
島根県	141		
岡山県	331	+9	7
広島県	665	+3	5
山口県	223	+2	2
空港検疫	1,254	+27	1

都道府県名	累計	うち新規	死亡
徳島県	167		9
香川県	105	+1	2
愛媛県	117		6
高知県	144		4
福岡県	5,257	+8	104
佐賀県	266	+1	
長崎県	249		3
熊本県	846	+4	9
大分県	160		3
宮崎県	372		1
鹿児島県	523	+5	13
沖縄県	3,485	+32	64

※クルーズ船、チャーター機を除く

全国合計	107,283	+1,331	1,817
------	---------	--------	-------

#### (4) WHO（世界保健機関）の対応

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表（1/31）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名（2/11）
- ・「新型コロナウイルスはパンデミック（世界的大流行）」であるとの見解（3/11）

#### (5) 国の対応（主に厚生労働省）

##### ①法令関係

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/1 施行）
- ・感染法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加（2/13 閣議決定、2/14 政令施行）
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置（2/13 閣議、2/14 政令施行）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（3/13 可決成立、3/14 法施行）
- ・マスクについて購入価格を超える価格での転売禁止（3/10 閣議、3/15 政令施行）  
※（国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令）

##### ②会議関係

- ・内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（1/30）
- ・「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」の開催  
（1/30、1/31①②、2/1、2/5、2/6、2/12、2/13、2/14、2/16、2/18、2/23、2/25、2/26、2/27、3/1、3/5、3/7、3/10、3/18、3/20、3/23、3/26、3/28、4/1、4/6、4/7、4/11、4/16、4/22、4/24、4/27、5/4、5/14、5/21、5/25、6/4、6/18、6/29、7/3、7/22、8/28、9/25、**10/30** 計 44 回開催 ※3/26～法令設置）
- ・特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（3/26）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を開催  
（2/16、2/19、2/24、2/29、3/2、3/9、3/17、3/19、3/26、4/1、4/22、5/1、5/4、5/14、5/29、6/12、6/19 計 17 回開催）

##### ③緊急事態宣言

- ・特別措置法に基づき 7 都府県に緊急事態宣言を発令（4/7）  
7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県）  
○期間：4/7（火）～5/6（水：振替休日）
- ・緊急事態宣言を実施すべき区域を 7 都府県から全都道府県に拡大（4/16）  
東京など 7 都府県に加え、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の 6 道府県を「特定警戒都道府県」に指定  
○期間：4/16（木）～5/6（水：振替休日）
- ・専門家会議の提言を踏まえ、「緊急事態宣言」の期間延長を決定（5/4）

○期間：5/7（木）～5/31（日）

- ・北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8つの都道府県を除く39県で緊急事態宣言の解除を決定（5/14）
- ・緊急事態宣言が続く8都道府県のうち、京都、大阪、兵庫の関西3府県の解除を決定（5/21）
- ・全都道府県での緊急事態宣言の解除（5/25）

#### ④基本方針関係

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の取りまとめ（第1弾2/13、第2弾3/10、追加緊急措置【生活不安】3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の発出（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定及び変更（3/28決定、4/7、4/11、4/16、5/4、5/14、5/21、5/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を専門家会議が公表（3/19、4/1、4/22、5/1、5/4、5/11、5/14、5/29）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4/7閣議決定、4/20閣議再決定）
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表（5/7）

#### ⑤その他

- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28）⇒（2/7からフリーダイヤル化）
- ・「イベントの開催に関する国民のメッセージ」を発出（2/20）  
感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討要請
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安発出（2/17、5/8）
- ・全国的なスポーツや文化イベントなど今後2週間程度、自粛要請（2/26、3/10「今後おおむね10日間」延長）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校について」発出（2/28文科省）
- ・新型コロナウイルスPCR検査の保険適用を開始（3/6）
- ・抗体保有調査の実施（東京都、大阪府、宮城県）（6/1～6/7）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリをリリース（6/19）

### （6）県の対応

#### ①緊急事態措置等

- 緊急事態措置の対応について【4/17～5/6】
  - ア）外出自粛の要請（特措法第45条第1項）
  - イ）イベント・パーティー等、催物の開催自粛（特措法第24条第9項）
- 緊急事態宣言相談ダイヤルの開設【4/18～5/25 8,653件】
- 緊急事態措置の対応について（特措法第24条第9項）【4/25～5/6】
  - ア）施設の使用停止及び催物の開催の停止等（休業要請）について

- 緊急事態措置の対応について（特措法第 24 条第 9 項）【4/24～5/6】
  - ア) 商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止について
- 緊急事態措置の対応について（特措法第 24 条第 9 項）【5/7～5/14】
  - ア) 外出自粛の要請について
  - イ) イベント・パーティー等、催物の開催自粛の要請について
  - ウ) 施設における感染防止対策の徹底について
  - エ) 職場における感染防止対策等に係る取組の要請について
- 緊急事態措置の対応について（特措法第 24 条第 9 項）【5/15～5/31】
  - ア) 外出について（県民向け）
  - イ) 職場における取組について（事業者向け）
  - ウ) 催物（イベント等）開催について（催物主催者向け）
  - エ) 施設における取組について（施設管理者向け）

## ②情報連絡体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27 任意設置）
- ・**新型コロナウイルス感染症対策本部の開催**  
（1/27、2/21、2/29、3/26、4/9、4/17、4/21、5/5、5/15、5/26、7/13、7/31、8/31、9/16、**11/4** 計 15 回開催※3/26～法令設置）※3/26～は危機管理対策本部会議と併催
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31、4/27、6/18）
- ・**新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議の開催**  
（1/29、3/27、5/21、6/5、7/16、7/22、7/31、9/16、**10/29**）
- ・石巻圏域地方対策本部を設置（2/21～）

## ③対応方針

- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」  
（2/27 発出、2/29、3/30、5/5、5/15、5/26、7/31、8/31、9/16）
- ・県施設の運営再開についての基本方針（5/15 更新）
- ・「宮城県新型コロナウイルス感染症対応方針」を決定（7/13）

## ④医療体制の確保及び検査体制の整備

- ・県内感染症指定医療機関及び入院協力医療機関 72 床（10/29 現在）
- ・帰国者・接触者外来 36 か所（11/4 現在）
- ・帰国者・接触者相談センターを設置 7 保健所 2 支所（11/4 現在）
- ・県内における PCR 検査可能件数 240 件/日（最大）（11/4 現在）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置（4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議の開催（4/10、4/15）

- ・軽症者の宿泊療養施設への受入開始（4/16～）
- ・新型コロナウイルス感染症（石巻圏域新型インフルエンザ等）対策会議の開催（4/17）
- ・仙台市内においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施（4/21～）
- ・医療提供体制の目安とする「みやぎアラート」を発出（7/13）
- ・保健環境センターにおける検査の実施（1/30：19時～）
- ・宮城県医師会健康センターにおける検査の実施（3/11～）

#### ⑤ 県民へ周知

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様へ緊急メッセージ（4/3 宮城県知事、仙台市長）⇒若者を中心に不要不急の外出の当面自粛要請
- ・宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見（4/9）⇒新型コロナウイルス感染症を巡り、医療現場が患者の対応で切迫しているとして、「危機的状況」を宣言（宮城県医師会）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ（4/13）
- ・GWの連休中に県境をまたいだ移動を控えるよう強く求める「東北・新潟緊急共同宣言」を発出（4/24 東北、新潟の7県知事と仙台、新潟の両市長）
- ・「県境をまたぐ移動等の自粛の継続」や「新しい生活様式」を求める「東北・新潟共同メッセージ」を発出（5/8 東北、新潟の7県知事と仙台、新潟の両市長）
- ・新型コロナを共に乗り越える宮城・山形共同宣言を発表（7/6）
- ・宮城県知事から県民の皆様への緊急の呼びかけ（7/16）
- ・お盆休みにおける帰省等に関する知事から県民の皆様へのお願い（8/6）
- ・飲食店における感染予防対策の徹底に関する呼び掛け（9/10 宮城県知事・仙台市長からの共同メッセージ）
- ・宮城県知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長による緊急共同記者会見（9/13）
- ・接待を伴う飲食店及び酒類提供飲食店への緊急の協力要請（9/16）
- ・新型コロナウイルス感染症宮城県緊急警報の発表（9/18、9/19～9/22）
- ・催物の主催者が存在しない季節の行事における感染防止等の徹底のお願い（10/27）

#### ⑥ その他

- ・各保健所相談窓口等の開設（1/24～）
  - ※石巻保健所相談件数 【11/4 現在】 1,473件（前日比 +8）
- ・コールセンターの開設（2/4 ⇒ 2/22～24時間対応 ⇒ 4/1、4/4、4/5 段階的拡充）
- ・「新型コロナ対策実施中ポスター」の運用開始（8/3、8/17、8/31 イベント向け追加）

## (7) 本市の対応

### ① 庁内情報連携体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (1/29 任意設置)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
(2/4、2/21、2/28、2/29、3/2、3/9、3/13、3/24、3/27、3/30 計 10 回開催)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催 (1/30、2/20、2/28、4/3)

### ② 国の緊急事態宣言による市内の感染予防及び感染拡大防止体制の整備

- ・新型インフルエンザ等対策本部の設置 (4/7)  
※「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法令設置
- ・**新型インフルエンザ等対策本部会議の開催**  
(4/8、4/13、4/17、4/21、4/28、4/30、5/5、5/12、5/16、5/27、6/9、6/30、7/3、  
7/7、7/20、7/31、8/25、8/31、9/16、9/25、10/6、**10/24、10/30、11/4、11/6**  
計 25 回開催 ※5/27～任意設置)
- ・新型インフルエンザ等対策危機管理部会の開催 (4/22、5/7)

### ③ 市民への周知・相談体制等の整備

- ・市ホームページでの周知・注意喚起 (1/28～)  
※全都道府県を区域対象とした緊急事態宣言を受け、市民に対し、動画による  
市長メッセージを配信 (4/17～)
- ・市民向けチラシを作成し各課の窓口等に配置 (2/5～)
- ・ラジオ石巻による広報 (2/6～)
- ・市民向けチラシを行政委員の班回覧を活用し周知 (2/27～)  
※総合支所管内は全戸配布
- ・市民向け注意喚起チラシを全戸配布 (4/22～)
- ・防災無線を活用した周知・注意喚起  
(4/17、4/24、4/28、5/1、5/3、5/5、5/8、7/3 計 8 回)
- ・妊婦へマスクを配布 (2/25～)  
**※配布件数【10/31 時点】 計 950 件 (本庁 794 件 総合支所 156 件)**
- ・紙製品の品薄状況を鑑み、適切な情報に基づく冷静な対応を呼びかけ (HP3/5～)
- ・健康相談窓口 (本庁・各総合支所) の設置 (2/5～)、拡充① (7/3～7/23)、  
拡充② (9/15～)  
**※相談件数【10/31 時点】 計 866 件 (本庁 790 件 総合支所 76 件)**
- ・緊急経済対策総合相談窓口の開設 (5/1～5/31)  
※相談件数【最終】 計 306 件  
(健康相談：12 件、定額給付金：21 件、事業者支援：198 件、生活支援 19 件、  
窓口相談 56 件)  
※5/1～5/10 の期間は、土曜・日曜、祝日毎日開設

○専用ダイヤル (Tel90-8044) の設置

○相談窓口 (本庁舎 2 階：保険年金課窓口の一部) の設置

- ・特別定額給付金コールセンター (Tel90-8052) の開設 (5/1～)
- ・緊急経済対策専用ダイヤル (Tel90-8044) の開設 (6/1～)
- ・地元新聞社による独自支援策 (経済対策) の周知 (6/30、7/21)
- ・地元新聞社による感染症対策の呼びかけ (7/25、7/28、8/15)
- ・市役所本庁舎に感染対策を呼び掛ける懸垂幕の設置 (8/20～)
- ・市民向け感染予防チラシを全戸配布 (9/29～)

#### ④ 予防・まん延防止対策

##### ア) 市主催のイベント等の自粛及び公共施設の休館等について

- ・「イベント等の中止・延期・規模縮小の基本方針」を発出 (2/29)
  - ※市民が主催するイベント・行事等についても、同様の協力を要請
- ・公共施設の休館等の考え方について (3/2 対策本部)
  - ※令和 2 年 3 月 4 日から令和 2 年 3 月 31 日まで休館等を決定
- ・イベント等や公共施設の考え方について (3/30 対策本部)
  - ※令和 2 年 4 月 12 日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長
- ・イベント等や公共施設の考え方について (4/8 対策本部)
  - ※令和 2 年 5 月 10 日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長
- ・イベント等や公共施設の考え方について (5/5 対策本部)
  - ※令和 2 年 5 月 31 日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長
- ・イベント等や公共施設の考え方について (5/16 対策本部)
  - ※令和 2 年 5 月 16 日から原則イベント等の実施、公共施設の開館の措置を決定
- ・イベント等や公共施設の考え方について (5/27 対策本部)
  - ※新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの見直し (段階的緩和)
- ・イベント等や公共施設の考え方について (7/31 対策本部)
  - ※令和 2 年 8 月末までは感染状況等に鑑み、現在の開催制限の維持を決定
- ・イベント等や公共施設の考え方について (9/1 対策本部)
  - ※令和 2 年 9 月末までは感染状況等に鑑み、現在の開催制限の維持を決定
- ・市主催イベント等の基本的な考え方について【9/19～11/末】(9/18 対策本部通知)
  - ※新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの一部見直し

##### イ) 庁内での感染症対策

- ・「職員にかかる新型コロナウイルス感染症への対応について」(2/26 対策本部)
  - ※相談・受診の目安、フロー図を作成
- ・手指アルコール消毒液 300 本を各部の職員数に応じて配布 (2/26)
- ・職員の出張の取扱いについて (2/27、4/8、4/17、5/18 総務部通知)
- ・職員の健康観察の実施について (3/3 総務部通知)

- ・職員の時差出勤の取扱いについて（3/3 総務部通知）
- ・庁舎内の市民への感染予防対策について（3/18 説明会、実施）
  - ※漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）を活用した環境消毒を実施
- ・危機管理担当部署職員及び保健師等を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る研修会」の開催（4/3 石巻保健所主催）
- ・市民課などの窓口に「飛沫（ひまつ）感染防止仕切り板」を設置（4/17～）

#### ⑤市立小・中学校及び高等学校の対応

- ・学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全国一斉の臨時休業を要請（2/27 内閣総理大臣）
- ・市立小・中学校、高等学校を3/2から臨時休業とすることを決定（2/28 第3回市対策本部）
- ・市立小・中学校及び高等学校は学年末・学年始休業（～4/7）
- ・県立学校は臨時休業（～4/14）
- ・市立小・中学校は通常授業を開始（4/8）
- ・市立高等学校は入学式、始業式のみを行い、4/14まで臨時休業
- ・市立小・中学校については、4/15から5/6まで臨時休業
- ・市立高等学校については、4/14までとしていた臨時休業を5/6まで延長
- ・市立小・中学校及び市立高等学校については、5/6までとしていた臨時休業を5/10まで延長
- ・市立小・中学校及び市立高等学校については、5/10までとしていた臨時休業を5/31まで延長
- ・小・中学校の夏季休業期間の変更を決定（7/21～8/25 ⇒ 8/8～8/19）
- ・市立小・中学校及び市立高等学校について、6/1から再開
- ・**広瀨小学校について、5日間臨時休業（11/4～11/8）**

#### ⑥石巻市議会との情報連携

- ・全員協議会の開催（4/10）
- ・議長、副議長、会派代表者で構成する「石巻市議会災害対策会議」の設置（4/22）
- ・災害対策会議の開催（5/1、5/13、5/20、5/29、6/2、7/7、7/15、9/2 計8回開催）
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業における議会費の活用に関する申入れ（6/8）

#### ⑦新型コロナウイルスに関連する生活・経済支援策等

- ・石巻市中小企業者に対する融資利子補給事業（3/13 臨時庁議）
- ・感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給（4/27 臨時庁議）
- ・感染症拡大の影響に伴う中小企業等への独自支援策の実施（4/27 臨時庁議）
  - ア）事業者経営持続化助成金
  - イ）営業形態転換支援補助金

- ウ) 水産業人材マッチング事業
- エ) 「石カラ・プロジェクト」助成事業（飲食店支援事業補助金）
- オ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（本来交付される額に上乗せ）
- ・ 出前・ランチの日設定（4/22 市役所限定）
- ・ 感染症拡大の影響で内定取り消しを受けた学生等の任用（4/28 第2回庁議）
- ・ 国民健康保険税及び介護保険料の減免について（5/26 第4回庁議）
- ・ 感染症拡大の影響に伴う中小企業等への独自支援策の実施（5/26 第4回庁議）
  - ア) 緊急雇用安定対策促進助成事業
  - イ) 観光関連産業事業者経営支援事業
  - ウ) 家賃助成事業
  - エ) 家賃減額助成事業
  - オ) 水産業人材確保支援事業
  - カ) 販売促進等支援事業
- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金の実施について（6/30 第6回庁議）
- ・ 自治会及び市民公益活動団体の感染症対策経費の支援について（7/20 第8回庁議）
- ・ 石巻市事業者経営持続化助成金の拡大について（7/20 第8回庁議）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業者への支援及び経済対策の実施について（7/20 第8回庁議）
  - ア) 感染防止対策等補助金
  - イ) 地域商品券事業
  - ウ) 「石巻のチカラ・プロジェクト」事業（第2弾）
  - エ) 観光客誘客促進事業
  - オ) 市産水産物消費拡大支援事業
  - カ) 肥育素牛導入助成
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる消毒支援事業の実施について（8/4 第9回庁議）
- ・ 高齢者に対するインフルエンザ定期予防接種に係る自己負担額の無料化について（8/25 第10回庁議）
- ・ 福祉部門における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について（8/25 第10回庁議）
  - ア) 福祉関係施設感染防止対策事業
  - イ) 被災者生活支援団体感染対策事業
  - ウ) 障害者感染対策事業
  - エ) 子育て世帯支援活動事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う林業事業者への支援の実施について（8/25 第10回庁議）
- ・ 石巻広域圏の消防署所における新型コロナウイルス感染症予防対策事業の実施について（8/25 第10回庁議）
- ・ 住居確保給付金支給事業における算定家賃額の変更について（8/25 第10回庁議）

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての公園衛生環境整備及び地場産材を使用した公園休憩施設整備について（8/25 第 10 回庁議）
- ・教育施設における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について  
（8/25 第 10 回庁議）
  - ア）学校施設の手洗い水栓の自動水栓化
  - イ）市立桜坂高等学校の普通教室等へのエアコン整備
  - ウ）石巻市総合体育館へのドーム型 AI サーマルカメラの導入
  - エ）石巻市総合体育館への網戸設置
  - オ）石巻市複合文化施設（まきあーとテラス）へのドーム型 AI サーマルカメラの導入
- ・石巻市認可保育所等の保育料及び食材料費の日割り充当について  
（9/25 第 12 回庁議）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等への独自支援策の変更について  
（助成対象期間及び申請期限の延長）  
（9/25 第 12 回庁議）
  - ア）デリバリー・テイクアウト参入支援助成金
  - イ）雇用調整助成金利用促進補助金
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の延長について（10/6 第 13 回庁議）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等への独自支援策の変更及び追加について（10/28 第 14 回庁議）
  - ア）石巻市事業者経営持続化助成金の増額
  - イ）石巻市感染予防対策補助金の制度の拡充
  - ウ）外国人技能実習生等受入支援事業（新規）